

## こども未来戦略「加速化プラン」の着実な実施

3つの基本理念（若い世代の所得を増やす、社会全体の構造や意識を変える、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援）に基づき、こども・子育て政策を抜本的に強化

- ・ 児童手当の抜本的拡充、「こども誰でも通園制度」など、各施策の実施時期や法律の要件などを具体化
- ・ 高等教育費の支援の拡充や、貧困、虐待防止など多様なニーズへの支援の強化など、新たな施策を導入

加速化プラン完了する2028年度までに、総額 **3.6兆円程度** の予算を投入

我が国のこども一人当たり家族関係支出は、OECDトップ水準のスウェーデンに達する水準に（対GDP比11%→16%）

### ① ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や、若い世代の所得向上に向けた取組み

- ・ 児童手当の拡充
- ・ 出産・子育て応援交付金の制度化など

1.7兆円

### ② 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

- ・ 伴走型支援、産後ケアの拡充
- ・ こども誰でも通園制度の創設など

1.3兆円

### ③ 共働き・共育での推進

- ・ 出生後の一定期間、育休給付を手取り10割に引上げ
- ・ 育児時短就業給付の創設など

0.6兆円

※「加速化プラン」の実施により、国のこども家庭庁予算は約5割増加し、4.7兆円（2022年）から7兆円強<sup>（注）</sup>（2028年）に増加

（注）現時点での機械的試算

### 3 子ども・子育て支援金制度の創設

全国こども政策主管課長会議  
(令和5年度)(令和6年3月15日)  
資料2より抜粋

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、**少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度を令和8年度に創設する。**

【子ども・子育て支援法】

① 政府は、**支援納付金対象費用（※）に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収**すること、医療保険者は、支援納付金を納付する義務を負うことを定める。

（※支援納付金対象費用）

- 出産・子育て応援給付金の制度化（妊婦支援給付金）（R7.4～）
- 共働き・共育てを推進するための経済支援（出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金（R7.4～）、国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除（R8.10～））
- こども誰でも通園制度（乳児等支援給付）（R8.4～）
- 児童手当（R6.10～） ■ 子ども・子育て支援特例公債の償還金等

\* 支援納付金に関する重要事項について、こども家庭審議会の意見聴取規定を設ける。

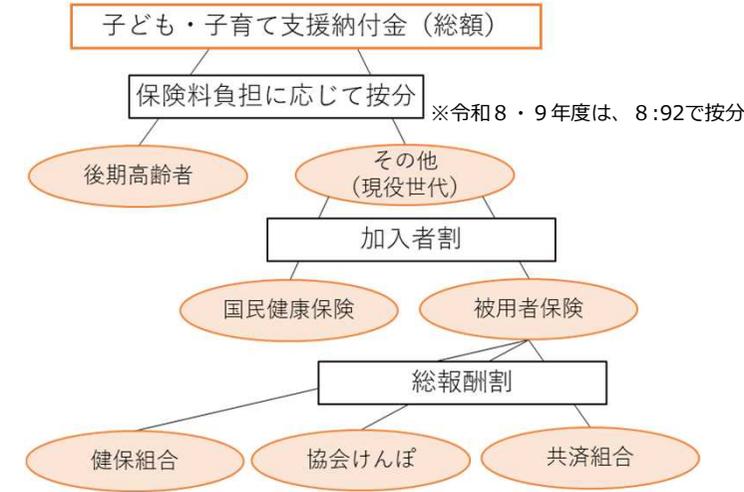
② 医療保険者から毎年度徴収する**支援納付金の額の算定方法等を定める（※医療保険者間には、右図のとおり按分）**。

③ 内閣総理大臣は、**社会保険診療報酬支払基金に、支援納付金の徴収等の事務を行わせる**ことができることとし、その業務等を定める。

④ 政府は、**令和6～10年度までの各年度に限り、支援納付金対象費用の財源について、子ども・子育て支援勘定の負担において子ども・子育て支援特例公債を発行することができる**こととする。※償還期限は、令和33年度とする。

⑤ 附則において支援納付金の導入に当たっての経過措置・留意事項を定める。

- ・ **全世代型社会保障改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにすること**
- ・ **令和8～10年度までの支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安（令和8年度概ね6,000億円、9年度概ね8,000億円、10年度概ね1兆円）**
- ・ 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（R5.12.22閣議決定）を着実に進めること



【医療保険各法等】

① 医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。

※ 健康保険法において、保険料の規定に、一般保険料率と区分して子ども・子育て支援金率を規定。子ども・子育て支援金率は、政令で定める率の範囲内において、保険者が定める（総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の率を示すこととする）。

② 医療保険制度の取扱いを踏まえ、**支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める。**

※ 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる。

# こども未来戦略「加速化プラン」施策のポイント

## 1. 若い世代の所得向上に向けた取組

- ✓ 賃上げ（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環）
- ✓ 三位一体の労働市場改革（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）
- ✓ 非正規雇用労働者の雇用の安定と質の向上（同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用労働者の正規化）

### 児童手当の拡充

拡充後の初回の支給は2024年12月（2024年10月分から拡充）

- ✓ 所得制限を撤廃
- ✓ 高校生年代まで延長  
すべてのこどもの育ちを支える  
基礎的な経済支援としての位置づけを明確化
- ✓ 第3子以降は3万円

支給金額	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円 <small>* 多子加算のカウント方法を見直し</small>	

→ 3人の子がいる家庭では、  
総額で最大400万円増の1100万円

### 妊娠・出産時からの支援強化

2022年度から実施中（2025年度から制度化）

#### ✓ 出産・子育て応援交付金

10万円相当の経済的支援

- ①妊娠届出時（5万円相当）
- ②出生届出時（5万円相当×こどもの数）

#### ✓ 伴走型相談支援

様々な不安・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる

→ 妊娠時から出産・子育てまで一貫支援

### 出産等の経済的負担の軽減

2023年度から実施中

STEP 1 出産育児一時金の引き上げ

42万円 → 50万円に  
大幅引き上げ

「費用の見える化」・「環境整備」

STEP 2 出産費用の保険適用の検討

2026年度を目途に検討

### 高等教育（大学等）

#### 大学等の高等教育費の負担軽減を拡充

✓ 給付型奨学金等を世帯年収約600万円までの多子世帯、理工農系に拡充  
2024年度から実施

✓ 多子世帯の学生等については授業料等を無償化  
2025年度から実施

✓ 貸与型奨学金の月々の返還額を減額できる制度の収入要件等を緩和  
2024年度から実施

✓ 修士段階の授業料後払い制度の導入  
2024年度から実施

### 子育て世帯への住宅支援

#### ✓ 公営住宅等への優先入居等

今後10年間で計30万戸  
実施中

#### ✓ フラット35の金利引下げ

こどもの人数に応じて最大1%（5年間）の引下げ  
2024年2月から実施

## 2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

### 切れ目なくすべての子育て世帯を支援

#### ✓ 「こども誰でも通園制度」を創設

・ 月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み

※2024年度から本格実施を見据えた試行的事業を実施（2023年度からの実施も可能）

※2025年度から制度化・2026年度から給付化し全国の自治体で実施

#### ✓ 保育所：量の拡大から質の向上へ

4・5歳児は2024年度から実施、1歳児は2025年度以降加速化プラン期間中の早期に実施

・ 76年ぶりの配置改善：（4・5歳児）30対1→25対1（1歳児）6対1→5対1

・ 民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善 2023年度から実施

・ 「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充 2024年度から常勤職員配置の改善を実施

#### ✓ 多様な支援ニーズへの対応

・ 貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化 2023年度から順次実施

・ 児童扶養手当の拡充  
拡充後の初回の支給は2025年1月（2024年11月分から拡充）

・ 補装具費支援の所得制限の撤廃 2024年度から実施

## 3. 共働き・共育ての推進

### 育休を取りやすい職場に

男性の育休取得率目標 85%へ大幅引き上げ（2030年）

→ 男性育休を当たり前  
※2022年度：17.13%

✓ 育休休業取得率の開示制度の拡充 2025年度から実施

✓ 中小企業に対する助成措置を大幅に強化

・ 業務を代替する周囲の社員への応援手当支給の助成拡充 2024年1月から実施

✓ 出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進するため給付率を手取り10割相当に  
2025年度から実施

### 育児期を通じた柔軟な働き方の推進

✓ 子が3歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を実現するための措置  
公布の日から1年6月以内に政令で定める日から実施

・ 事業主が、テレワーク、時短勤務等の中から2以上措置

✓ 時短勤務時の新たな給付 2025年度から実施 → 利用しやすい柔軟な制度へ

## 改正の趣旨

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・子育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する。

## 改正の概要

### 1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

#### （1）ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化 【①児童手当法、②子ども・子育て支援法】

- ①児童手当について、(1)支給期間を中学生までから高校生年代までとする、(2)支給要件のうち所得制限を撤廃する、(3)第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、(4)支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする抜本的拡充を行う。
- ②妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。

#### （2）全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 【①・②児童福祉法、子ども・子育て支援法等、③～⑤子ども・子育て支援法、⑥児童扶養手当法、⑦子ども・若者育成支援推進法、⑧子ども・子育て支援法の一部を改正する法律】

- ①妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）を創設する。
- ②保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）を創設する。
- ③産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。
- ④教育・保育を提供する施設・事業者に経営情報等の報告を義務付ける（経営情報の継続的な見える化）。
- ⑤施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。
- ⑥児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。
- ⑦ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。
- ⑧基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。

#### （3）共働き・子育ての推進 【①雇用保険法等、②国民年金法】

- ①両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期間に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。
- ②自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

### 2. 子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設 【特別会計に関する法律】

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。

### 3. 子ども・子育て支援金制度の創設 【①④子ども・子育て支援法、②医療保険各法等】

- ①国は、1(1)①②、(2)②、(3)①②（\*）に必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。
  - ②医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。
  - ③歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。
  - ④令和6年度から令和10年度までの各年度に限り、（\*）に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援特例公債を発行できること等とする。
- （\*）を子ども・子育て支援法に位置づけることに伴い、同法の目的・「子ども・子育て支援」の定義に、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現・環境の整備を追加し、同法の趣旨を明確化する。

## 施行期日

令和6年10月1日（ただし、1(2)⑦は公布日、1(2)⑥は令和6年11月1日、1(1)②、(2)①③④⑤、(3)①、2は令和7年4月1日、1(2)②、3②は令和8年4月1日、1(3)②は令和8年10月1日に施行する）

※この他、子ども・子育て支援法第58条の9第6項第3号イについて、規定の修正を行う。

## こども未来戦略<加速化プラン>に基づく給付等の拡充

◎は支援納付金充当事業

### 1. ライフステージを通じた経済的支援の強化

○ **児童手当の抜本的拡充** (◎) ⇒全てのこどもの育ちを支える**基礎的な経済支援**としての位置付けを明確化 [令和6年10月分から]

- ・ 所得制限を撤廃
  - ・ 高校生年代まで延長
  - ・ 第3子以降は3万円
- + 支給回数を年6回に

\* 多子加算のカウント方法は、22歳年度末までの子で親等に経済的負担がある場合にはカウントするよう見直し

	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	

○ **妊婦のための支援給付の創設** (◎) 10万円相当の経済的支援 ⇒ 2の妊婦等包括相談支援事業との効果的な組合せによる支援 [令和7年4月制度化]

### 2. 全てのこども・子育て世帯への支援の拡充

○ **妊婦等包括相談支援事業の創設** [令和7年4月]  
・ 様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる

○ **乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)の創設** (◎)  
・ 月一定時間までの枠の中で**時間単位等で柔軟に通園が**可能な仕組み [令和8年4月給付化]

○ **児童扶養手当の第3子以降の加算額の引上げ** [令和6年11月分から]

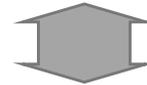
### 3. 共働き・共育ての推進

○ **出生後休業支援給付(育休給付率を手取り10割相当に)**  
・ 子の出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進 (◎) [令和7年4月]

○ **育児時短就業給付(時短勤務時の新たな給付)** (◎)  
・ 2歳未満の子を養育するため、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給 [令和7年4月] [令和8年10月]

○ **育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設** (◎)

※これらのほか、産後ケア事業の提供体制の整備、教育・保育施設の経営情報の見える化、ヤングケアラーに対する支援の強化等を実施。



## 給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進

○ **支援金制度の創設** ～少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み～  
・ 令和8年度に創設、令和10年度までに段階的に導入(8年度0.6兆円、9年度0.8兆円、10年度1兆円※)。医療保険料とあわせて徴収  
※支援納付金総額のうち公費負担分を除いた被保険者・事業主の拠出額の目安  
・ 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で構築  
・ 令和6～10年度の各年度に限り、つなぎとして子ども・子育て支援特例公債を発行

○ **こども・子育て政策の見える化の推進**  
・ 令和7年度に子ども・子育て支援特別会計の創設(子ども・子育て支援勘定、育児休業等給付勘定)

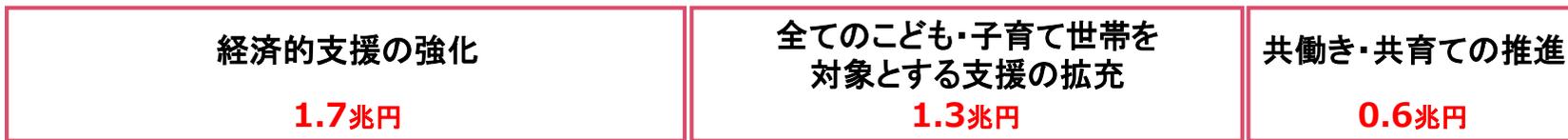
給付拡充と財政基盤の確保を一体的に整備

# こども・子育て政策の強化（加速化プラン）の財源の基本骨格（イメージ）（参考）

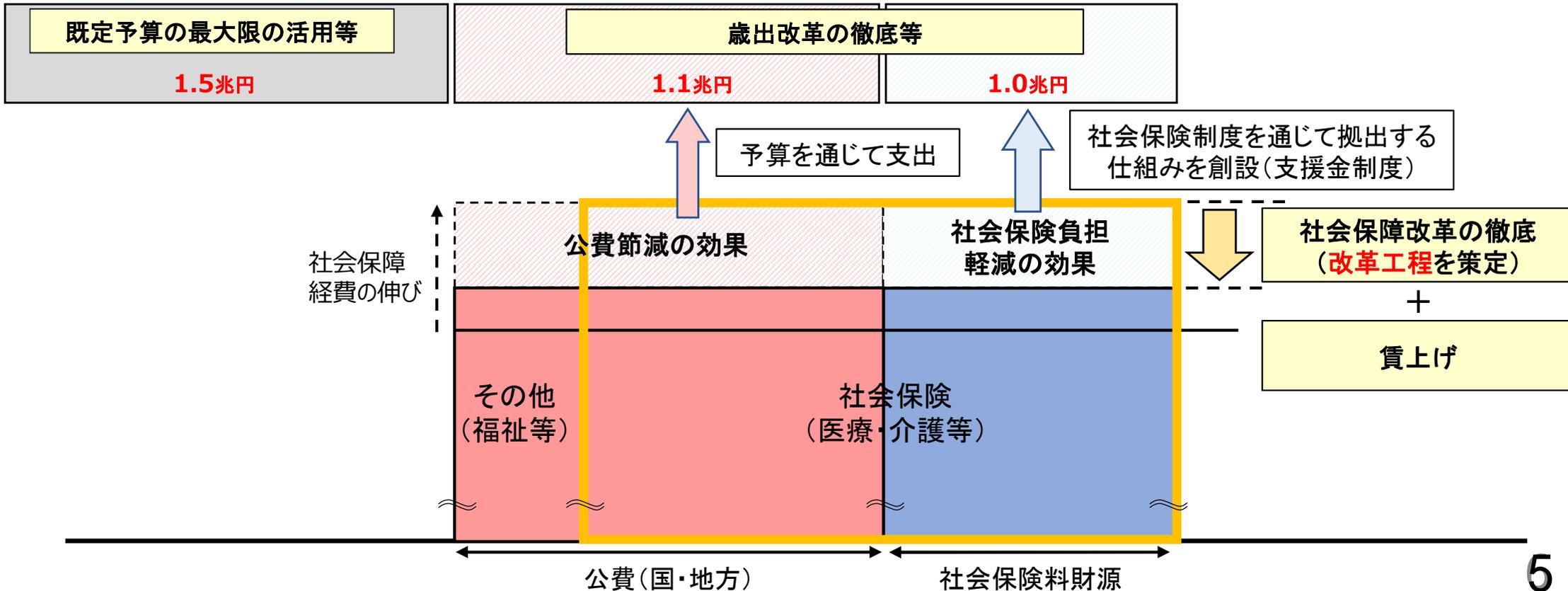
全国こども政策主管課長会議  
(令和5年度)(令和6年3月15日)  
資料2より抜粋

- 既定予算の最大限の活用等を行うほか、2028年度までに徹底した歳出改革等を行い、それによって得られる公費節減の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用する。
- 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じないこととする。

## 【歳出面】 加速化プラン完了時点 3.6兆円



## 【歳入面】 加速化プランの財源 = 歳出改革の徹底等



# 1 (1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

## 児童手当の抜本的拡充

【児童手当法】

全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけを明確化する等の観点から、所要の改正を行う。

- ① 支給要件にかかる**所得制限の撤廃・一定所得以上の者に対する特例給付の廃止**（全員本則給付とする）
- ② 支給期間を18歳年度末（**高校生年代**）までとする
- ③ **多子加算の拡大**
  - ・ 多子加算の適用範囲を拡大（3歳以上小学校修了前まで→0歳から18歳年度末まで）
  - ・ 現行受給者の額を増額（1.5→**3万円**）
  - ・ **新たに多子加算を受けられる受給者を規定**（※）

※18歳年度末以降～**22歳年度末までの子について、監護に相当する世話をし生計費を負担している受給者にかかる支給額を規定**  
**（いわゆる子のカウント方法の見直し）**
- ④ **支払月**を年3回（2月、6月、10月）から**年6回**（偶数月）に見直し
- ⑤ 子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、**財源の一つとして子ども・子育て支援納付金を位置づけ財源構成割合を見直し**

（見直し後）

	被用者		非被用者			公務員
3歳未満	支援納付金(※) 3/5	事業主 2/5	支援納付金 3/5	国 4/15	地方 2/15	所属庁 10/10
3歳以降	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9
						所属庁 10/10

※支援納付金の収納が満年度化するまでの間（令和6～10年度）の財源構成として、子ども・子育て支援特例公債等を規定（経過措置）。

## 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の創設

【子ども・子育て支援法、児童福祉法等】

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に**妊婦のための支援給付を創設**するとともに、児童福祉法に**妊婦等包括相談支援事業を創設**し、市町村は、**妊婦のための支援給付を行うに当たっては、妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせる**ことを子ども・子育て支援法に規定。

### 妊婦のための支援給付（子ども・子育て支援法）

- 市町村は、妊婦であることの認定後に**5万円**を支給。その後、妊娠しているこどもの人数の届出を受けた後に**妊娠しているこどもの人数×5万円**を支給する。
- 子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、財源として**子ども・子育て支援納付金を位置づける**。等

### 妊婦等包括相談支援事業（児童福祉法）

- 妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業として新設する。
- 母子保健法の事業との連携確保について定めるとともに、子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業に位置づける。



妊婦の認定後：5万円の支給

妊娠しているこどもの人数×5万円の支給

※ 給付金の支払方法については、紛争の未然防止や事務の確実かつ効率的な実施の観点から、現金など確実な支払方法とする。  
この場合においても、希望者が支給された給付金を妊娠・出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減のクーポン等で受け取れるようにすることは可能。

<児童手当等交付金> 令和6年度予算案 1兆5,246億円 (1兆2,199億円)

## 1 事業の目的等

- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。
  - 「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)に基づき、①所得制限の撤廃、②高校生年代までの支給期間の延長、③多子加算について第3子以降3万円(※)、とする抜本的拡充を行う。これら、抜本的拡充のための所要の法案を次期通常国会に提出し、令和6年10月分から実施する。その際、支払月を年3回から隔月(偶数月)の年6回とし、拡充後の初回支給を令和6年12月とする。
- ※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

## 2 事業の概要・スキーム

	拡充前 (令和6年9月分まで)	拡充後 (令和6年10月分以降) ※法案(検討中)の内容																																																												
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳到達後の最初の年度末まで)	高校生年代までの国内に住所を有する児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)																																																												
所得制限	所得限度額：960万円未満(年収ベース、夫婦と子ども2人) ※年収1,200万円以上の者は支給対象外	所得制限なし																																																												
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳未満 一律：15,000円</li> <li>3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円</li> <li>中学生 一律：10,000円</li> <li>所得制限以上 一律：5,000円(当分の間の特例給付)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円</li> <li>3歳～高校生年代 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円</li> </ul>																																																												
受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> <li>監護生計要件を満たす父母等</li> <li>児童が施設に入所している場合は施設の設置者等</li> </ul>	同左																																																												
実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施	同左																																																												
支払期月	3回(2月, 6月, 10月)(各前月までの4カ月分を支払)	6回(偶数月)(各前月までの2カ月分を支払)																																																												
費用負担	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th rowspan="2">公務員</th> </tr> <tr> <th>事業主</th> <th>国</th> <th>国</th> <th>地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3歳未満 特例給付(所得制限以上)</td> <td>7/15</td> <td>16/45</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以降 特例給付(所得制限以上)</td> <td></td> <td></td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> </tbody> </table>		被用者		非被用者		公務員	事業主	国	国	地方	3歳未満 特例給付(所得制限以上)	7/15	16/45	2/3	1/3	所属庁 10/10			2/3	1/3	3歳以降 特例給付(所得制限以上)			2/3	1/3	所属庁 10/10			2/3	1/3	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th rowspan="2">公務員</th> </tr> <tr> <th>支援納付金(※)</th> <th>事業主</th> <th>支援納付金</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3歳未満</td> <td>3/5</td> <td>2/5</td> <td>3/5</td> <td>4/15</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2/15</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以降</td> <td>1/3</td> <td></td> <td>1/3</td> <td>4/9</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2/9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※こども・子育て支援金制度(仮称)の創設等に関する法案を次期通常国会に提出予定。支援納付金の収納が満年度化するまでの間、つなぎとしてこども・子育て支援特例公債を発行。</p>		被用者		非被用者		公務員	支援納付金(※)	事業主	支援納付金	国	3歳未満	3/5	2/5	3/5	4/15	所属庁 10/10				2/15	3歳以降	1/3		1/3	4/9	所属庁 10/10				2/9
	被用者		非被用者		公務員																																																									
	事業主	国	国	地方																																																										
3歳未満 特例給付(所得制限以上)	7/15	16/45	2/3	1/3	所属庁 10/10																																																									
			2/3	1/3																																																										
3歳以降 特例給付(所得制限以上)			2/3	1/3	所属庁 10/10																																																									
			2/3	1/3																																																										
	被用者		非被用者		公務員																																																									
	支援納付金(※)	事業主	支援納付金	国																																																										
3歳未満	3/5	2/5	3/5	4/15	所属庁 10/10																																																									
				2/15																																																										
3歳以降	1/3		1/3	4/9	所属庁 10/10																																																									
				2/9																																																										

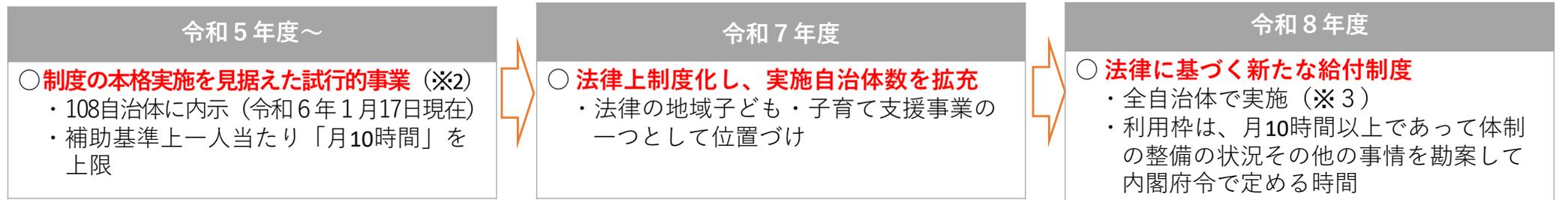
※上記のほか、児童手当の抜本的拡充の円滑な実施に向けて、地方公共団体が行うシステム改修等に対する奨励的な補助経費を令和5年度補正予算で計上。(232億円、補助率10/10)

# 1 (2) 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充①

全国こども政策主管課長会議  
(令和5年度)(令和6年3月15日)  
資料2より抜粋

## こども誰でも通園制度の創設 【子ども・子育て支援法、児童福祉法、社会福祉法等】

- 保育所等に通っていないこどもへの支援を強化する観点から、現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、**新たに「乳児等のための支援給付」を創設**する。
  - **利用対象者は、満3歳未満で保育所等に通っていないこども**（※1）とし、**月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能**。  
（※1）0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
  - 本制度を行う事業所について、市町村による指定（認可・確認）の仕組み、市町村による指導監査、勧告等を設けることとする。また、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、財源の一つとして**子ども・子育て支援納付金を位置づける**。等
- 【本格実施に向けたスケジュール】**



（※2）補正予算で前倒しし、令和5年度中の開始も可能となるよう支援

（※3）令和8年度から内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、3時間以上であって内閣府令で**定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することを可能とする経過措置**を設ける。（令和8・9年度の2年間の経過措置）

## 産後ケア事業（※4）の提供体制の整備

【子ども・子育て支援法】（※4） 出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業

- 産後ケア事業について、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするため次の課題への対応が急務。
  - ① 受け皿拡大に当たり、**市町村の管内では委託先が確保できない場合に、市町村の区域を超えた広域的な調整を都道府県が担う必要**。
  - ② **妊産婦のメンタルヘルスの対応のための関係機関のネットワーク体制の構築に当たり、医療体制を担う都道府県との連携が重要**。
- 産後ケア事業を**子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付ける**ことで、**国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備**（※5）を進める。

**国** : **基本指針**を定める  
**市町村** : 基本指針に基づき**市町村事業計画**を作成し、**量の見込みと提供体制の確保の内容等を定める**。  
**都道府県** : 市町村事業計画の**協議を受け確認**する。また、基本指針に基づき**都道府県事業計画**を作成し、**市町村の区域を超えた広域的な調整等**を定めるよう努める。

（※5）母子保健法の改正（令和元年）により、令和3年度から産後ケア事業の実施が市町村の努力義務とされている。（令和4年度時点で1,462（約84%）の市区町村で実施）

## 経営情報の継続的な見える化の実現 【子ども・子育て支援法】

更なる処遇改善等を進める上で、費用の使途の見える化を進めることが重要であることを踏まえて、以下の措置を講ずる。

- 幼稚園・保育所・認定こども園等の設置者に、**教育・保育施設の経営情報を都道府県知事に報告**することを求める。
  - ・ **施設型給付・地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者を対象**とする。
  - ・ **毎事業年度の経営情報**（収支計算書、職員給与の状況等）について報告・届出を求める。
- 都道府県知事には、上記の設置者から報告された**経営情報を公表**することを求める。
  - ・ **職員の処遇等に関する情報であって、保護者の施設・事業者の選択等に必要**な情報を**個別施設・事業者単位で公表**。（モデル賃金や人件費比率等を想定。）
    - ※ 個別の施設・事業者単位での収支計算書等の公表は行わない。
  - ・ **経営情報の集計・分析とその結果の公表に努める**。（施設・事業者の類型、経営主体の類型、地域区分の設定、定員規模などに応じて集計した、人件費や人件費比率の平均値や分布状況等を想定。）

## 子ども・子育て拠出金にかかる見直し 【子ども・子育て支援法】

既定予算の最大限の活用の観点から、0～2歳児に係る保育給付について、人事院勧告の引き上げに伴う所要額の半分を事業主拠出金から充当することとしたことに伴い、必要な規定の整備を行う。

- **事業主拠出金を0～2歳児の保育の運営費に充当できる上限割合の引き上げ（1/5→11/50）**を行う。
- 企業が賃上げ努力を行う中で、将来に向けた**拠出金負担の予見可能性を高めるための拠出金率の法定上限の引き下げ（0.45%→0.40%）**を行う。

## 児童扶養手当の第3子以降加算額の引き上げ

【児童扶養手当法】

- 生活の安定のため特に支援を必要とする多子家庭に対し、**令和6年11月分の手当から、第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる**（令和6年度額で6,450円→10,750円（全部支給の場合））。
  - ※ あわせて、ひとり親の就労収入の上昇等を踏まえ、働き控えに対応し自立を下支えする観点から所得限度額を引き上げる（政令事項）

## ヤングケアラーに対する支援の強化

【子ども・若者育成支援推進法】

- **ヤングケアラー**（※）を国・地方公共団体等が**支援に努めるべき対象として子ども・若者育成支援推進法に明記**。
  - ※ 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者

## 基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応

【令和元年子ども・子育て支援法一部改正法】

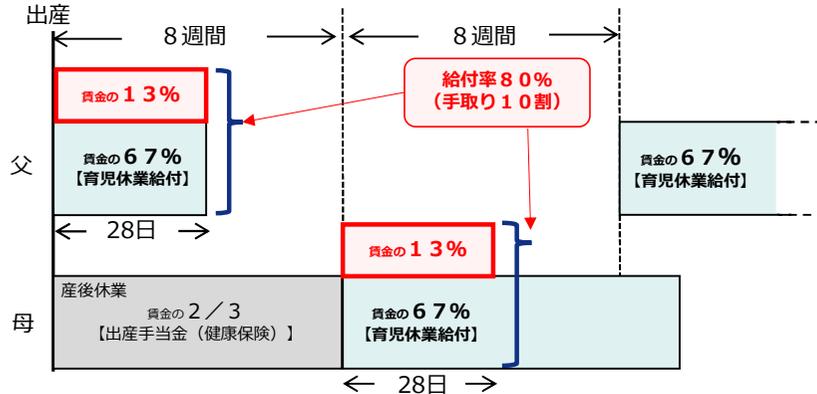
- 令和6年9月末までの5年間、基準を満たさずとも無償化対象とする経過措置に代えて、**令和6年10月～11年度末までの間、基準を満たさない施設のうち、設備基準など基準を満たすのに相当の期間を要し、かつ、転園も困難なケース（外国人児童の多い施設、夜間保育所など）を無償化対象とする新たな経過措置を設ける**。

## 出生後休業支援給付の創設【雇用保険法等】

- 子の出生直後の一定期間以内（男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）に、被保険者とその配偶者の両方が14日以上の子育て休業を取得する場合に、被保険者の休業期間について、28日間を限度に、休業開始前賃金の13%相当額を支給する「出生後休業支援給付」を創設する。

※ 配偶者が専業主婦（夫）の場合や、ひとり親家庭の場合などには、配偶者の育児休業の取得を求めずに支給する。

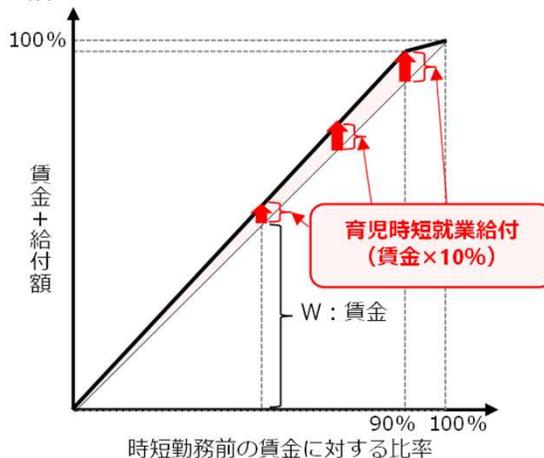
<給付イメージ>



## 育児時短就業給付の創設【雇用保険法等】

- 被保険者が、2歳未満の子を養育するために、時短勤務をしている場合に、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給する「育児時短就業給付」を創設する。

<給付イメージ>



- これら3つの給付等につき、子ども・子育て支援法上の給付とも位置づけた上で、財源として子ども・子育て支援納付金を充て

## 国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置の創設

【国民年金法】

- 自営業・フリーランス等の国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料免除措置を創設する。

※当該期間に係る被保険者期間の各月を保険料納付済期間に算入する。

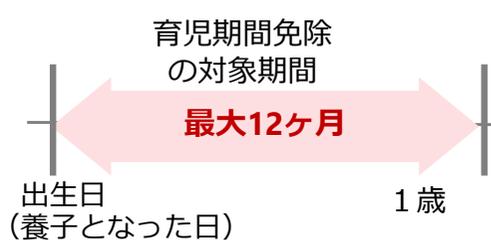
対象期間や要件等

- ・ 子を養育する国民年金第1号被保険者を父母ともに措置の対象とする。
- ・ 育児休業を取得することができる被用者とは異なり、自営業・フリーランス・無業者等の国民年金第1号被保険者については、育児期間における就業の有無や所得の状況はさまざまであることから、その多様な実態を踏まえ、第1号被保険者全体に対する育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置とすることとし、一般的に保険料免除を行う際に勘案する所得要件や休業要件は設けない。

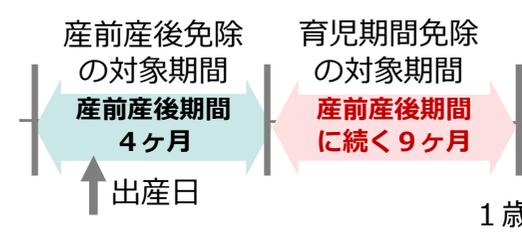
対象となる免除期間の考え方

- ・ 原則として子を養育することになった日から子が1歳になるまでを育児期間免除の対象期間とし、産前産後免除が適用される実母の場合は産後免除期間に引き続く9ヶ月を育児期間免除の対象期間とする。
- ・ 育児期間免除の対象期間における基礎年金額については満額を保障する。

<実父や養子を養育する父母の場合>



<実母の場合>



## 2 子ども・子育て支援特別会計の創設

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、**年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を令和7年度に創設する。**

【特別会計に関する法律】

① **子ども・子育て支援特別会計は、児童手当、子どものための教育・保育給付、妊婦のための支援給付、乳児等のための支援給付、育児休業等給付等に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。**

② 子ども・子育て支援特別会計を「**子ども・子育て支援勘定**」及び「**育児休業等給付勘定**」に区分し、**子ども・子育て支援勘定は内閣総理大臣が、育児休業等給付勘定は厚生労働大臣が管理**する。※主な歳入・歳出は右図のとおり。

③ 事業主拠出金、子ども・子育て支援納付金、雇用保険料といった**特定の財源に係る決算剰余金が、特定の財源を充当する経費以外に使われることのないよう**、子ども・子育て支援勘定に「**積立金（事業主拠出金）**」及び「**子ども・子育て支援資金（子ども・子育て支援納付金）**」、育児休業等給付勘定に「**育児休業給付資金（育児休業給付に充てる雇用保険料）**」を置き、**分別管理**する。

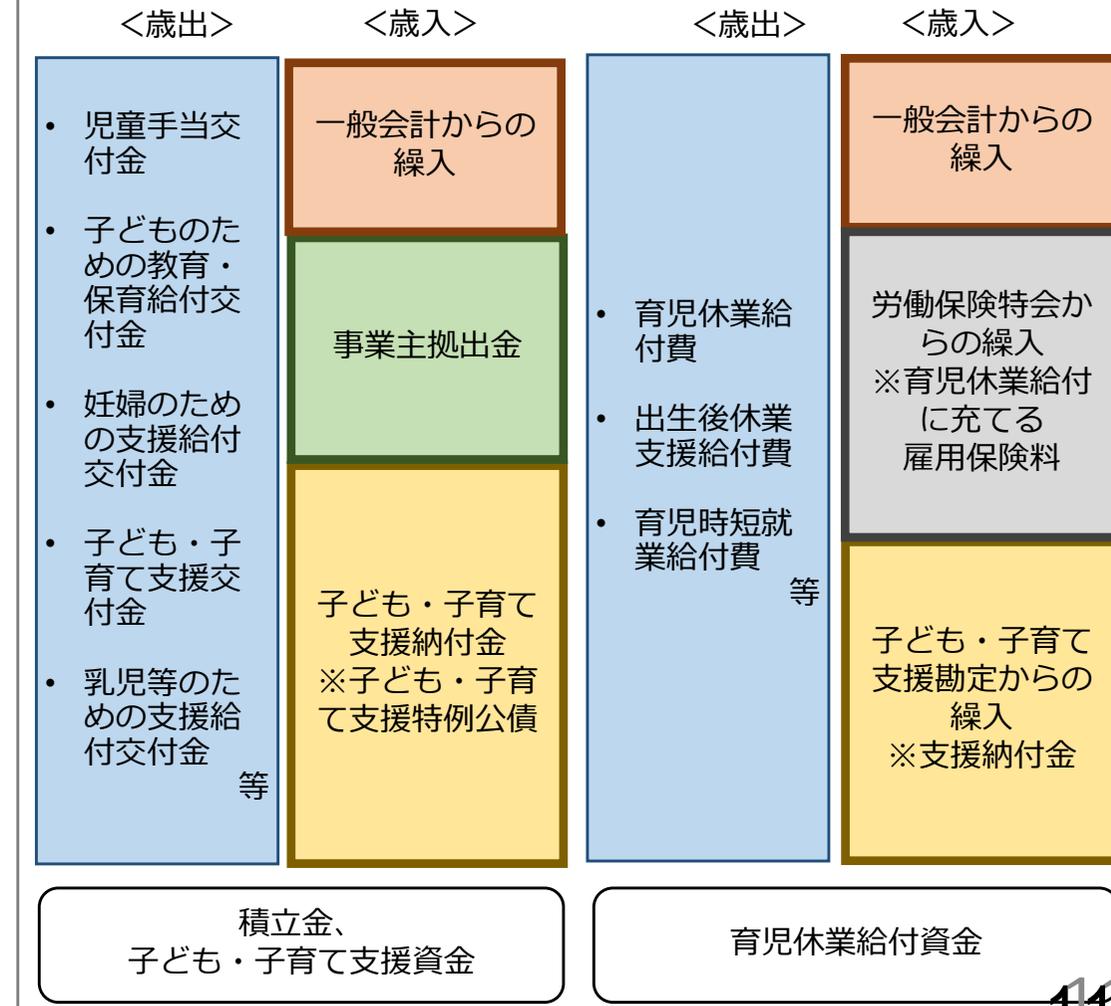
※ 上記に伴い、年金特別会計・労働保険特別会計にかかる規定につき所要の整備を行う。

### 子ども・子育て支援特別会計

(主所管：内閣府（こども家庭庁）、厚生労働省共管)

【子ども・子育て支援勘定】

【育児休業等給付勘定】



**(別紙) こども・子育て支援特別会計とこども・子育て支援金制度**

- 以下の内容に沿って2024年通常国会への法案提出に向けて、引き続き検討する。

**1 こども・子育て支援特別会計**

**(骨格と見える化)**

- こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、新たな特別会計(いわゆる「こども金庫」)として、2025年度から、こども・子育て支援特別会計(仮称)を設置し、特定の財源を活用して実施する事業を一般会計と区分して経理する。
- 同特別会計は、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援に係る事業を経理する「こども・子育て支援勘定」(仮称)と雇用保険法に基づく育児休業等給付に係る事業を経理する「育児休業等給付勘定」(仮称)に区分する。
- これにより、こども・子育て政策に関して、予算の一覧性が高まるとともに、給付と拠出の関係がより一層明確化される。

**(特別会計における歳入)**

- 同特別会計における歳入は、主に以下のとおりとする。

- ・ 一般会計からの繰入金
- ・ 子ども・子育て拠出金
- ・ 育児休業給付に充てる雇用保険料
- ・ こども・子育て支援納付金(仮称)(以下「支援納付金」という。)
- ・ こども・子育て支援特別公債(仮称)の収入

**(特別会計における歳出)**

- 同特別会計における歳出は、主に以下のとおりとする。このうち※については、支援納付金を充当する<sup>45</sup>。

- ・ 子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付
- ・ 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業等
- ・ 雇用保険法に基づく育児休業給付
- ・ 出産・子育て応援給付金の制度化(※)
- ・ 共働き・子育てを推進するための経済支援(両親が共に一定期間以上の育児休業を取得した場合の育児休業給付率の引上げに相当する部分、育児時短就業給付(仮称)の創設、自営業者・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置

<sup>45</sup> これまで社会保険料や子ども・子育て拠出金を充当してきた事業を踏まえつつ、「加速化プラン」に基づく制度化等により新設・拡充する制度であって、対象者に一定の広がりのある制度に充てる。具体的には、まず、これまで比較的支援が手薄だった妊娠・出産期から0～2歳のこどもに係る支援から充当することとし、事業名及び支援納付金による各事業額に対する充当割合を法定する。

としての国民年金第1号被保険者についての育児期間に係る保険料免除措置の創設(※)

- ・ こども誰でも通園制度(仮称)(※)<sup>46</sup>
- ・ 児童手当(※)<sup>47</sup>

- なお、支援納付金の収納が満年度化するまでの間、支援納付金を充当する事業に要する費用について、つなぎとしてこども・子育て支援特別公債を発行する。支援納付金はその償還にも充当できる。

- あわせて、支援納付金やこども・子育て支援特別公債の収入に係る決算剰余金が、支援納付金を充当する経費以外に使われることのないよう、こども・子育て支援勘定に、こども・子育て支援資金(仮称)を設置して分別管理する<sup>48</sup>。

**2 こども・子育て支援金制度**

**(骨格)**

- 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内でこども・子育て支援金制度(仮称)を構築する。

- これは、少子化対策に充てる費用について、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く拠出していく仕組みとする。

- こども・子育て支援金(仮称)(以下「支援金」という。)の充当対象事業に係る費用の拠出のため、医療保険者に、支援納付金の納付を願ひし、医療保険者がその納付に充てる費用として、被保険者等から保険料と合わせて支援金を徴収する。

**(支援納付金)**

- 各年度における支援納付金の総額は、支援納付金を充当する事業の所要額が毎年変動するため、毎年末の予算編成過程において、その見込み額を基に、こども家庭庁が支援金を拠出する立場にある関係者等の意見を聴取しつつ、その年度までに生じた上述の実質的な

<sup>46</sup> 現物給付であり、地域によって提供体制の整備状況が異なることから、類似する現行制度における財源構成も踏まえ公費により一部を負担することとし、支援納付金 1/2・公費 1/2(国 1/4・都道府県 1/8・市町村 1/8)とする(2028年度以降の本則ベース)。

<sup>47</sup> 「加速化プラン」において全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化するための拡充を図ることから、現行制度における財源構成も踏まえつつ、支援納付金を財源の一つとして位置付けることとし、3歳未満被用者については支援納付金 3/5・子ども・子育て拠出金 2/5、3歳未満非被用者については支援納付金 3/5・公費 2/5(国 4/15・都道府県 1/15・市町村 1/15)、3歳以上被用者・非被用者については支援納付金 1/3・公費 2/3(国 4/9・都道府県 1/9・市町村 1/9)とする(2028年度以降の本則ベース)。

<sup>48</sup> 子ども・子育て拠出金に係る決算剰余金については、拠出金収入の減により歳入が歳出を下回る場合等に備え、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の積立金として積み立てられているとともに、育児休業給付に充てる雇用保険料に係る決算剰余金については、将来の育児休業給付費の増大に充てるため、労働保険特別会計の雇用勘定の育児休業給付資金に組み入れられている。こども・子育て支援特別会計においても、こうした観点から、引き続き積立金及び育児休業給付資金を設ける。

社会保険負担軽減の効果の範囲内で決定する。

- 支援納付金総額に対する医療保険者間での費用負担の分担については、以下のとおりとする。
  - ・ 後期高齢者医療制度とその他の医療保険制度：後期高齢者と現役世代の医療保険料負担に応じて按分（現行の出産育児支援金における按分と同様）
  - ・ 被用者保険と国民健康保険制度：加入者数に応じて按分（現行の介護納付金、後期高齢者支援金における按分と同様）
  - ・ 被用者保険間：総報酬に応じて按分（現行の介護納付金、後期高齢者支援金における按分と同様）
- 支援納付金の医療保険者からの徴収に係る事務<sup>49</sup>については、介護納付金の事務を参考としつつ<sup>50</sup>、国の事務は社会保険診療報酬支払基金において実施する。

**（支援金）**

- 医療保険者が被保険者から徴収する支援金については、被用者保険、国民健康保険・後期高齢者医療制度それぞれの各医療保険者の支援納付金総額に照らし医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、医療保険者ごとに設定<sup>51</sup>する。
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（7割、5割、2割））、被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等<sup>52</sup>を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施する<sup>53</sup>。
- 上記の措置に加え、国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の金額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる<sup>54</sup>。
- また、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における支援金の賦課に当たっては、負担の公平性の観点から、金融所得を勘案することについて、引き続き検討を行う。

**（医療保険者に対する財政支援等）**

<sup>49</sup> 支援納付金の徴収に当たった概算及び精算の事務等を指す。  
<sup>50</sup> 現行、介護納付金の事務が存在しない後期高齢者医療制度については、介護納付金又は出産育児支援金の事務を参考とする。  
<sup>51</sup> 被用者保険については、実務上、国が一律に示すこととする。  
<sup>52</sup> 国民健康保険における未就学児分の均等割軽減、産前産後期間分の免除、後期高齢者医療制度における、被用者保険の被扶養者であった者に係る均等割軽減(2年間、5割)及び所得割免除、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における条例に基づく減免を可能とする措置等  
<sup>53</sup> 各措置に対応する公費負担についても、医療保険制度の例を踏まえて対応。  
<sup>54</sup> 未就学児の5割分は公費負担とし、未就学児の残りの5割分及び6歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこどもに係る10割分については、対象となるこども以外の国民健康保険被保険者の支援金で支えることとする。

- 医療保険者への財政支援として、医療保険制度における介護納付金の例を参考に、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講ずる<sup>55</sup>。また、施行時の措置として、医療保険者における準備金等の必要な経費について、必要な措置を検討する。

**（実施時期等）**

- 支援金制度は、歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減効果を生じさせた範囲内で構築するものであり、また、その徴収に当たっては、医療保険者や社会保険診療報酬支払基金等における相当程度の準備作業が必要であり、後期高齢者医療制度における保険料改定作業等も踏まえる必要がある。
- こうした点を踏まえ、支援金制度は、2026年度から開始して2028年度までに段階的に構築することとする。あわせて、法律において、支援金制度は上述の実質的な社会保険負担軽減効果の範囲内で構築することや、2028年度までの各年度の支援金総額、歳出改革（全世代型社会保障制度改革）の推進の基本的考え方など、必要な事項を規定する。

<sup>55</sup> 具体的には以下の措置等を講じる方向で検討。  
 ・ 医療保険各法等に基づく医療保険者に対する事務費負担金等について介護納付金の例に倣い支援納付金分を追加計上。  
 ・ 国民健康保険組合に対する国による補助（特定割合の算定対象に支援納付金の納付に要する費用に対する国の補助の割合を追加）。  
 ・ 国民健康保険における、国・都道府県による定率の公費負担について、支援納付金の納付に要する費用を算定対象とする。  
 ・ 都道府県及び市町村が、支援納付金の納付に要する費用に対して補助又は貸付けができることとする。  
 ・ 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における財政安定化基金の対象に支援金を含める。  
 ・ 国民健康保険において、支援納付金の納付に要する費用を調整交付金の算定対象とする。  
 ・ 後期高齢者医療制度における広域連合間の財政力の不均衡の調整は、支援納付金の算定時に行うこととする。  
 ・ 後期高齢者医療制度における災害時等の減免分について、調整交付金の交付対象として位置付ける。

# (参考) 子ども・子育て支援納付金の按分 (イメージ)

※数字はR10年度の見込み  
こども家庭庁資料

支援納付金の総額  
(充当事業の予算額として毎年度決定)

個人・事業主拠出の総額 1兆円 + 公費 (※) の計 1.3兆円程度

※現行の医療保険に準じて、国保・後期の低所得者負担軽減等や、共済組合（公務員）の事業主負担分等のため所定の公費を投入。

後期高齢者とそれ以外の医療保険料負担総額により按分

後期高齢医療制度  
とそれ以外

後期高齢者  
【8.3%】

※R10見込み。  
R8・9は8% (法定)

後期高齢者以外 【91.7%】

1,100億円程度

(現行制度に準じた  
低所得者への負担軽減あり)

国保と被用者保険の加入者数により按分

国保と被用者保険

2,500万人

国保  
【23%】

7,400万人

被用者保険  
【68%】

3,000億円程度

(現行制度に準じた公費投入  
及び低所得者への負担軽減あり)

総報酬により按分

被用者保険間

3,800万人

協会けんぽ  
【30%】

3,900億円程度

2,700万人

健保組合  
【28%】

3,700億円程度

940万人

共済  
組合等  
【10%】

1,300億円程度

(労使折半)

事業主が0.4兆円程度を拠出

(共済組合(公務員)の事業主負担分は公費)

# 子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月子ども家庭庁資料）

（月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め）

	加入者一人当たり支援金額			（参考）加入者一人当たり 医療保険料額 （令和3年度実績） （2）	（参考） ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額（①）		
全制度平均	<b>250円</b>	<b>350円</b>	<b>450円</b>	9,500円	4.7%
被用者保険	<b>300円</b> 〔（参考）被保険者一人当たり 450円〕	<b>400円</b> 〔（参考）被保険者一人当たり 600円〕	<b>500円</b> 〔（参考）被保険者一人当たり 800円〕	<b>10,800円</b> 〔（参考）被保険者一人当たり 17,900円〕	4.5%
協会けんぽ	<b>250円</b> 〔（参考）被保険者一人当たり 400円〕	<b>350円</b> 〔（参考）被保険者一人当たり 550円〕	<b>450円</b> 〔（参考）被保険者一人当たり 700円〕	<b>10,200円</b> 〔（参考）被保険者一人当たり 16,300円〕	4.3%
健保組合	<b>300円</b> 〔（参考）被保険者一人当たり 500円〕	<b>400円</b> 〔（参考）被保険者一人当たり 700円〕	<b>500円</b> 〔（参考）被保険者一人当たり 850円〕	<b>11,300円</b> 〔（参考）被保険者一人当たり 19,300円〕	4.6%
共済組合	<b>350円</b> 〔（参考）被保険者一人当たり 550円〕	<b>450円</b> 〔（参考）被保険者一人当たり 750円〕	<b>600円</b> 〔（参考）被保険者一人当たり 950円〕	<b>11,800円</b> 〔（参考）被保険者一人当たり 21,600円〕	4.9%
国民健康保険 （市町村国保）	<b>250円</b> 〔（参考）一世帯当たり 350円〕	<b>300円</b> 〔（参考）一世帯当たり 450円〕	<b>400円</b> 〔（参考）一世帯当たり 600円〕	<b>7,400円</b> 〔（参考）一世帯当たり 11,300円〕	5.3%
後期高齢者 医療制度	<b>200円</b>	<b>250円</b>	<b>350円</b>	<b>6,300円</b>	5.3%

（注1）本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもって見る必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考えの下で拠出。なお、被用者保険間の按分は総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。

（注2）被用者保険の年収別の支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算することは難しいものの、参考として、令和3年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）を計算すると（\*）、年収200万円の場合350円、同400万円の場合650円、同600万円の場合1,000円、同800万円の場合1,350円、同1,000万円の場合1,650円（総報酬割であることから協会けんぽ・健保組合・共済組合で共通）。ただし、政府が総力をあげて取り組む賃上げにより、今後、総報酬の伸びが進んだ場合には、数字が下がっていくことが想定される。詳細は令和6年4月9日子ども家庭庁「被用者の年収別の支援金額（機械的な計算）」についてを参照。  
\*令和10年度に被用者保険において拠出いただく8,900億円について、賃上げが力強く進む前の令和3年度の総報酬である222兆円で割ると0.4%であることから、労使折半の下、本人拠出を0.2%として計算。

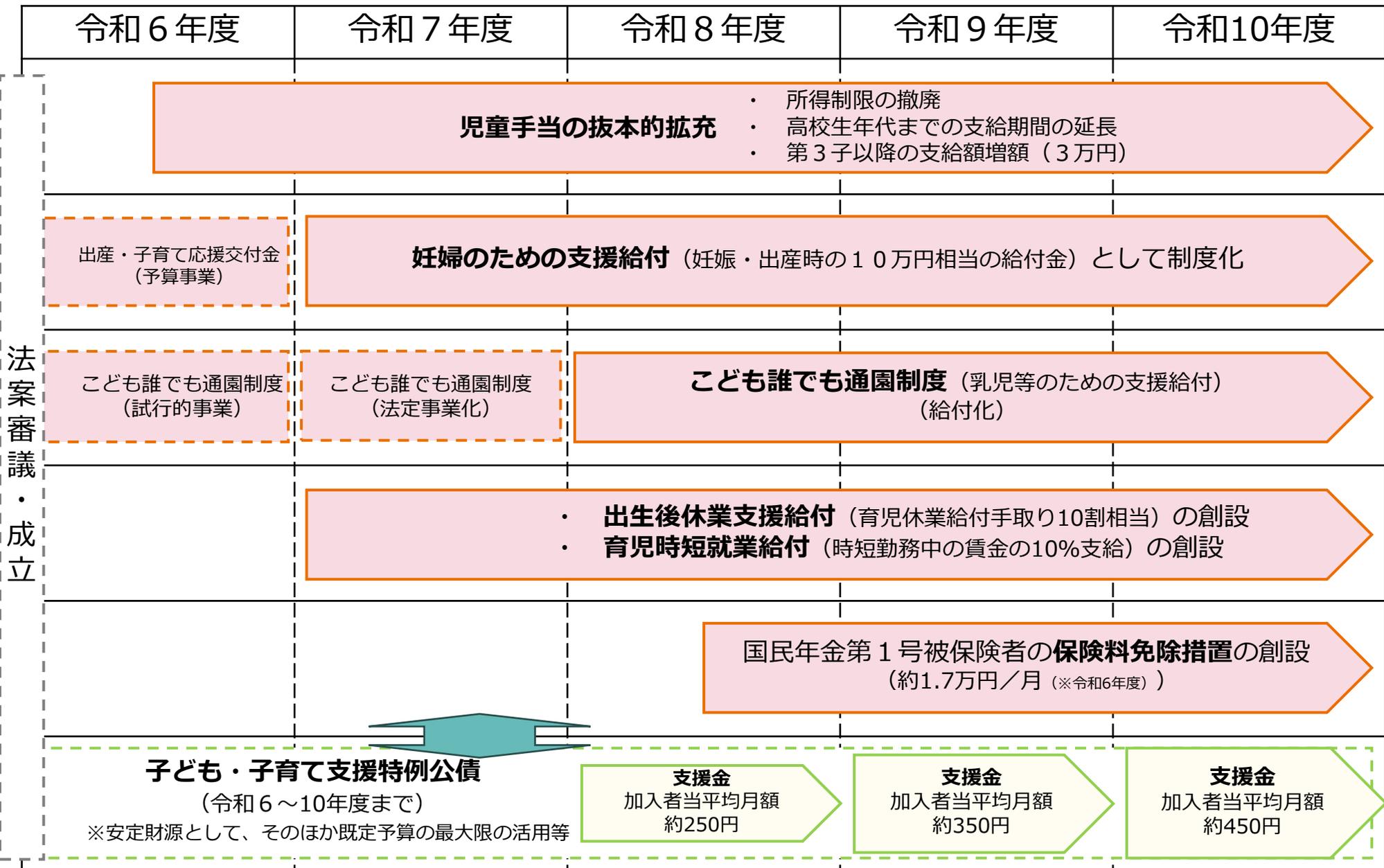
（注3）国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度における実態を基に計算している。

（注4）国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦1人の3人世帯（夫の給与収入のみ）における一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）でみると、年収80万円の場合50円（応益分7割軽減）、同160万円の場合200円（同5割軽減）、同200万円の場合250円（同2割軽減）、同300万円の場合400円（同2割軽減）。国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上については上位約1割と対象が限定されるため（\*）、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円（軽減なし、以下同じ）、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,100円。なお、支援金制度が少子化対策にかかるとともに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者）についての均等割額は全額軽減。  
\*年収600万円は上位約5%、800万円は約2%に該当。年収1,000万円は上位約1%に該当し、ごく少数であるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。

（注5）後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯（年金収入のみ）における一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）でみると、年収80万円の場合50円（均等割7割軽減）、同160万円の場合100円（同7割軽減）、同180万円の場合200円（同5割軽減）、同200万円の場合350円（同2割軽減）。年金収入のみでは、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位約1割と対象が限定されるため（\*）、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同250万円の場合550円（軽減なし、以下同じ）、同300万円の場合750円。  
\*年金収入300万円は上位約5%に該当。年金収入400万円以上は上位約1%に該当し、年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。

（注6）介護分の保険料額は、第1号被保険者（65歳〜）の1人当たり月額（基準額の全国加重平均）で6,014円（令和5年度）、第2号被保険者（40〜64歳）の1人当たり月額（事業主負担分、公費分を含む）で6,276円（令和6年度見込額）

# 加速化プランの実施に向けたスケジュール（支援金制度関係）



# 令和6年度地方財政計画の概要（通常収支分）④

## 5 定額減税による減収への対応

- 個人住民税の減収(9,234億円)は、地方特例交付金により全額国費により補填
- 地方交付税の減収(7,620億円)は、繰越金・自然増収による法定率分の増(1兆1,982億円)により対応。減税の影響を含めても、適切に地方財源を確保。更に、後年度、2,076億円の加算を実施(交付税特別会計借入金償還の円滑化に活用)

## 6 こども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保 …P12～P13参照

- 「こども未来戦略」に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」における令和6年度の地方負担分(2,251億円)について、全額地方財政計画の歳出に計上し、必要な財源を確保
- 地方団体が、地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策(ソフト)を実施できるよう、地方財政計画の一般行政経費(単独)を1,000億円増額
- 地方団体が、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善(ハード)を速やかに実施できるよう、新たに「こども・子育て支援事業費」(500億円)を計上し、「こども・子育て支援事業債」を創設
- 普通交付税の算定に当たり、地方団体が実施するこども・子育て政策の全体像を示し、こども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定をよりの確なものとするため、新たな算定費目「こども子育て費」を創設

## 7 給与改定・会計年度任用職員への勤勉手当支給に要する地方財源の確保

- 令和5年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費や、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に要する経費について、所要額を計上

・ 給与改定に要する経費	3,267億円
うち会計年度任用職員分	600億円
・ 会計年度任用職員への勤勉手当支給に要する経費	1,810億円

# 「こども・子育て支援加速化プラン」に係る令和6年度の地方負担の増

○ 「こども・子育て支援加速化プラン」の令和6年度の地方負担の増(2,251億円※)について、全額を地方財政計画の歳出に計上し、必要な財源を確保

※「こども・子育て支援金制度」(仮称)見合い財源(1,160億円程度)充当後の数値

## 【令和6年度に新たに講ずる施策】

施策項目	概要	地方負担額
<b>①ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組</b>		
児童手当の抜本的拡充	所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長、多子加算について第3子以降3万円	294億円
出産・子育て応援交付金	妊娠届出・出産届出を行った妊婦等に対する経済的支援(計10万円相当)の平年度化	134億円
高等教育費の負担軽減	多子世帯や理工農系の学生等の中間層(世帯年収約600万円)への対象拡大	45億円
<b>②全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充</b>		
出産・子育て応援交付金	妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型支援の平年度化	5億円
産前・産後ケアの拡充	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援 等	14億円
幼児教育・保育の質の向上	4・5歳児の職員配置基準の改善、保育士・幼稚園教諭の処遇改善	656億円
病児保育の安定的な運営	病児保育事業の基本単価分の引上げ	17億円
放課後児童クラブの拡充	常勤職員の配置改善、受け皿の拡大	396億円
多様な支援ニーズへの対応	児童扶養手当の拡充(所得制限の見直し、多子加算の見直し) 児童相談所の児童福祉司等の増員 等	621億円
<b>③共働き・共育ての推進</b>		
育児休業給付を支える財政基盤の強化	地方公務員分の公費負担について現行の1/80から1/8に引上げ	69億円
計		2,251億円